

平成30年広尾町議会予算審査特別委員会 第2号  
(補正予算)

平成30年6月11日(月曜日)

開議 午前10時02分

1、委員長(浜頭) ただいまから、予算審査特別委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本委員会は、さきに付託された議案第58号 平成30年度広尾町一般会計補正予算(第3号)についてから議案第66号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの9件を審査します。

審査に先立ち、一般会計補正予算の事項別明細書について説明を願います。

白石総務課長。

1、総務課長(白石) それでは、一般会計補正予算(第3号)につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに、明細書5ページの歳出から申し上げます。

歳出につきましては、各款にわたり4月1日付の人事異動に伴う給料、手当の組み替え及び共済負担率の変更による共済費と人件費の補正を行っております。これ以外の主な補正の内容について説明いたします。

次の6ページをお願いします。

2款1項9目防災対策費、11節需用費は、ハザードマップ修正版の印刷代及び入舟地区避難階段ソーラーライト修繕料の補正であります。14目地域安全対策費、19節負担金補助及び交付金は、運転経歴証明書の交付手数料にかかわる助成金の補正であります。15目150年記念事業費、19節負担金補助及び交付金は、北海道日本ハムファイターズ広尾後援会の球団グルメイベント出展にかかわる補助金の補正であります。

次、7ページ、3款1項1目社会福祉総務費、28節繰出金は、説明欄04特別会計繰出金で国保会計の人件費整理等に伴う補正であります。

次に、8ページをお願いします。

4目障害者母子福祉費、12節役務費は、業務用情報システムのログイン用証明書発行にかかわる手数料の補正であります。5目身障ひとり親医療特別対策費、12節役務費は、受給者証郵便代の補正であります。6目老人福祉費、28節繰出金は、説明欄03特別会計繰出金で介護保険及び介護サービス事業特別会計の人件費整理等に伴う補正であります。

次、3款2項2目保育所費、11節需用費は車検整備費、13節委託料は公定価格の改定に伴う保育所広域入所委託料の補正、27節公課費も車検整備に伴う補正であります。

次、9ページの下段、4款1項1目保健衛生総務費、1節報酬及び9節旅費並びに13節委託料は、次のページの説明欄04国保病院独立行政法人移行準備費で、評価委員会委員報酬及び費用弁償、移

行準備にかかわる業務委託料及び不動産鑑定評価業務委託料の補正、19節負担金補助及び交付金は病院事業会計に対する補助金の補正であります。

次に、11ページ下段、5款1項7目農村環境改善センター費、11節需用費は、消防用設備にかかわる修繕料の補正です。

次に、12ページをお願いします。

5款2項1目林業総務費、24節投資及び出資金は、広尾町森林組合の29年度決算に伴う今期配当金を増資することとして出資金を計上するものであります。2目林業振興費、13節委託料は、法改正に伴う林地台帳整備委託料を計上するものであります。

次、5款3項1目水産業総務費、24節投資及び出資金は、報告第10号で報告しました株式会社広尾産業流通振興公社の株券購入費を計上するものであります。

次に、13ページ、6款1項3目サンタランド費、15節工事請負費は、大丸山森林公園内木橋等の取りかえ工事費を計上するものであります。6目ふるさと納税推進費、11節需用費の印刷製本費及び12節役務費は、ふるさと納税事業のPR活動等にかかわる経費で、郵便料、広告料等の費用を追加補正するものであります。

次に、飛びまして、15ページの下から2段目、7款4項2目都市計画施設費、28節繰出金は、下水道事業特別会計繰出金で人件費の補正に伴うものであります。

次、16ページ中段、9款2項1目学校管理費は財源内訳の補正、次、9款4項1目幼稚園費、19節負担金補助及び交付金は、ひろお幼稚園閉園記念事業協賛会交付金を計上するものであります。

次に、17ページ、9款5項1目社会教育総務費、11節需用費は強風により倒壊した文化財標柱の修繕代、3目図書館・児童福祉会館費、18節備品購入費は寄附による図書購入費、4目海洋博物館・伝習館費、11節の需用費は消防用設備点検において不良箇所指摘を受けた誘導灯予備電源の修繕費用を計上するものであります。9款6項1目保健体育総務費、8節報償費は助成金を活用した青少年研修センタートレーニング室でのインストラクター派遣にかかわる謝金、2目体育施設費、11節の需用費は誘導灯予備電源の修繕費用、15節工事請負費は強風により破損した勤労者体育センター体育館屋根の改修工事費、次ページの3目野外活動施設費、11節需用費は炊事場の修繕代を計上するものであります。次の予備費は、予算の総額を調整しております。

続きまして、ページを戻ってもらい、事項別明細書の3ページをお願いします。

歳入の関係を説明いたします。

13款1項1目民生費国庫負担金、5節子どものための教育・保育給付費負担金は、保育給付費にかかわる公定価格の改定に伴う負担金の計上であります。13款2項4目土木費国庫補助金、2節橋りょう長寿命化事業補助金は、確定見込みによる減であります。

14款1項1目民生費道負担金、7節子どものための教育・保育給付費負担金は、13款1項1目の国庫負担金と同様に、保育給付費にかかわる公定価格の改定に伴う負担金の計上であります。

15款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金は、29年度決算に伴う広尾町森林組合配当金の計上であります。

16款1項2目指定寄附金、3節教育費寄附金は、教育振興資金寄附金として1件5万円を計上す

るものであります。

17款2項1目港湾管理特別会計繰入金、1節同繰入金は、共済組合等負担金の負担率変更に伴う繰入金の計上であります。

次の4ページをお願いします。

19款5項2目の雑入は、歳出の9款6項保健体育費で計上のインストラクター派遣事業にかかわる公共スポーツ施設等活性化助成事業助成金及び過年度公有物件建物災害共済金を計上するものであります。

20款1項2目土木債、2節の港湾施設整備事業債は過疎債からの変更、3目辺地及び過疎対策事業債、1節の辺地対策事業債は橋りょう長寿命化事業にかかわる事業費の変更、2節過疎対策事業債は豊似小学校整備事業にかかわる変更であります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、委員長（浜頭） 以上で、説明を終わります。

お諮りします。審査の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審査を行います。

初めに、議案第58号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

小田委員。

1、委員（小田） 2点ほどお聞かせいただきたいと思います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の10ページ、国保病院独立行政法人移行の予算がついておりますが、その中で委託料、移行準備業務委託料ということで378万円の予算がついておりますが、このことについてももっと中身の明細をお聞かせいただきたいと思います。

それで、2点目、17ページの教育費、体力づくり事業謝金ということで129万6,000円が計上されておりますが、謝金ということですから人件費に相当する部分かわかりませんが、その辺、中身の明細についてちょっと確認していきたいと思います。

以上2点、よろしくお願いします。

1、委員長（浜頭） 松田総務課参事。

1、総務課参事（松田） それでは、ただいまご質問いただきました1点目、国保病院の法人移行準備業務の委託料について、中身についてご説明をさせていただきます。

この委託料につきましては、法人移行に係るさまざまな事務手続、それから関係機関との調整などにつきまして、全般的なサポート業務を行っていただくものでございます。具体的に申し上げますと、法人移行後の運営を見据えた診療科、それから病床配置等の検討、それから財政シミュレーションの作成に当たっての指導、また、国保病院の資産、負債等の額の確定、中期目標、それから中期計画及び業務方法書等の作成の支援、評価委員会の設置、運営の支援、法人認可申請に係る支援、また、諸規程等の整備、これらについてを考えてございます。特に、諸規程等の整備に当たり

ましては、重立ったもののみを取り上げても就業規則をはじめといたしまして役員報酬等の規程、それから職員の給与、退職手当等の規程、また、会計規程など非常に多岐にわたりまして、これら全てを法人の成立までに準備しなければならないということを考えますと、ノウハウを持つ事業者のサポートは不可欠であるというふうに考えておりまして、この準備業務の委託を提案させていただきました。

よろしく願いいたします。

1、委員長（浜頭） 早川社会教育課長。

1、社会教育課長（早川） 体力づくり事業謝金の関係でございます。

この事業は、専門の指導員を派遣いただきまして、スポーツ指導員ですね。4か月の間に48回を予定しておりまして、スポーツインストラクターを派遣いただくということで謝金事業として計上させていただいているものでございます。

1、委員長（浜頭） 小田委員。

1、委員（小田） 体力づくり事業謝金のことについては、4か月専門のところに派遣をしているということで、それはそれなりに体力づくりのあれですから、わかりました。

それで、病院の法人に向けての委託料、これ中身については、今、担当の準備室長からお話ありましたけれども、まだ公表の段階かわかりませんが、どういう業者がどういうことという具体的な、これが予算にのるときには、もう具体化された、まだ委託契約はしていないかもしれませんが、その委託先とかなんとかいう具体的なあれは、それを把握して、そのことになっていくと思うのですが、その具体的な個々の業者名とかなんとか、お知らせできればその辺もつとわかりやすいと思うのですが、その辺具体化したところ、事務段階であるのですか。それをちょっと確認したいと思います。

1、委員長（浜頭） 松田総務課参事。

1、総務課参事（松田） 委託業務の契約相手方といえますか、そのご質問でございますけれども、本業務につきましては、業務内容の特殊性が高く、広く入札等によって契約することは適当ではないのかなというふうに考えてございます。具体的には、総務省の地方公営企業等の経営アドバイザーが在籍しておりまして、過去に同様の業務経験があるなど、特に医療経営に関するノウハウを蓄積している業者と随意契約という形で契約をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

1、委員長（浜頭） 前崎委員。

1、委員（前崎） 10ページの今の国保病院独法移行準備費の関係でありますけれども、その中で旅費の費用弁償86万円の関係です。費用弁償ですから職員以外の委員等の費用弁償ということでもありますけれども、この内訳を詳しく説明していただきたいと思います。

それから、この独法移行に伴う業務委託料ですけれども、委託先等についてどこを想定しているのか、ここもご説明いただきたいと思います。

それから、病院等の不動産鑑定評価業務委託料137万9,000円、これについても先般の承継の部分で土地、建物等の部分がありましたけれども、そのほかも含めての内容なのかも含めて、もう少し

詳しく説明いただきたいと思います。

それから、13ページのふるさと納税推進費の関係でありますけれども、いわゆるもらうほう、寄附金額ですけれども、6,360万円の当初予算を計上しておりますけれども、それに伴って当初予算でも4,647万5,000円、費用として計上しております。この中で、例えば職員人件費も2人分見ておりますけれども、今回の追加補正に至った内容について、もう一度ご説明いただきたいと思います。

1、委員長（浜頭） 松田総務課参事。

1、総務課参事（松田） ただいま前崎委員からいただきましたご質問、まず1点目でございます。

費用弁償の内訳という内容でございます。費用弁償につきましてですが、今回、本年度中に3回の評価委員会の開催を想定してございます。委員の数につきましては、さきに議決をいただきましたとおり、10名以内ということになってございまして、その10名分の費用弁償を今回予算に計上させていただきました。内容でございますけれども、十勝管内の医師会、それから看護協会など、医療現場の関係者の方から3名、それから医科大学等の教授など、医療の専門家の先生5名、それから地元の有識者2名の計10名を想定しているところでございます。

それから2点目の委託業務の委託先についてのご質問でございます。

先ほど小田委員のご質問にもお答えしたところでございますけれども、今回、独法への移行というのは、北海道内の自治体では初めてのケースでございます。本州の先行先進事例等もございまして、本州の場合、規模が大きい病院がほとんどでありまして、単純に参考にするとということができない面もございまして、時間的にも余裕がない中、実績とノウハウを持つ事業者に支援をいただいて、スムーズに移行を実現したいというふうに考えておるところでございます。

それから、不動産鑑定の関係でございます。不動産鑑定につきましては、さきに議決をいただきました定款の別表に記載をいたしております土地と建物について評価をいただくものでございます。

以上でございます。

1、委員長（浜頭） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） ふるさと納税の関係でございます。今回の主な補正の内容につきましては、ふるさと納税の研修等に参加しまして、その研修の中で寄附をいただいた方を、言葉は悪いですが、逃がさない、また、広尾町に興味を持ってもらうというようなことの研修会での内容がありまして、それを踏まえまして、28年、29年に寄附をいただいた方にダイレクトメールで広尾町の返礼品のカタログを送るといったような部分の印刷製本費とダイレクトメールを送る通信運搬費、郵便代、これが主な今回の補正の内容となっておりますところでございます。

1、委員長（浜頭） 前崎委員。

1、委員（前崎） 不動産鑑定評価業務委託料については、この間定款で出てました土地建物ということなのですが、この独法化は、広尾町が設立する法人でありますし、解散に至ったら当然、広尾町に帰属することなのでございますけれども、民間に譲渡するわけでないですから、当然その土地、建物は厳然たる事実で本町に継続されるということになれば、あえて130万円、140万円のお金をかけて不動産鑑定する必要があるのかな。例えば貸借対照表上での残存価格とか土地評価ありますよね。そういった分でカバーできないのかなというふうに思いますけれども、その点につ

いて説明していただきたいのと、今この科目は衛生費で計上されているのですね。本来これは病院の独法化、正式に定款という形で議決されているわけですから、いわゆる病院事業会計でこの予算は提案するべきものであるというふうに思うのですけれども、その点について少し詳しく説明いただきたいと思います。

それから、ふるさと納税について、私も過般一般質問で取り上げましたけれども、総務省が返礼品については3割以内にするようにということで、本町も昨年6月からそういうふうにはしていますけれども、例えばそれに伴う郵送料といいますか、そういったコストを含めると約3,000万円の予算計上していますよね。そうすると、6,000万円の収入寄附金に対して、約半額の3,000万円を出している。その他に人件費とかもろもろで合わせて4,600万円で、今回もらう側、寄附金の補正はありませんから、あくまでも今回はふるさと納税推進費で歳出だけで582万8,000円ですか、総額では5,230万3,000円のコストがここに計上されていますけれども、こうなると歳入が6,360万円に対して真水の分が残るというのは約1,100万円なのです。1,100万円を広尾町は快適な地域づくり寄附金だとか、活力ある地域づくり寄附金だとか、全部で7項目でそれぞれ出しておりますけれども、これら7項目に案分すると、本当に実質この真水で使える分というのは、わずかという形になりますけれども、この辺のやっぱり寄附者からの広尾町に対する応援といいますか、その寄附に対する使い方として、やはりもう少し広尾町の行政にいかにか使うかということになると、やはりこのコストをいかに下げていくかということも当然加味していかなければならないと思うのですけれども、その点についてどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

1、委員長（浜頭） 松田総務課参事。

1、総務課参事（松田） それでは、1点目の不動産鑑定のコストに係るご質問でございます。

まず、不動産鑑定につきまして、今、現にある資料でやればあえて委託をしなくてもいいのではないかというお話、それともう一点、一般会計でなく、企業会計のほうで予算化すべきではないかというご質問だったかというふうに思います。

今回、不動産鑑定に出しますこの物件でございますけれども、地方独立行政法人法第6条第5項におきまして、「地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。」というふうに定められてございます。また、これに当たりまして、施行令のほうで「評価をする場合には、評価に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」というふうにされているところでございます。これによりまして、今回、不動産鑑定のコストを計上させていただきました。

また、予算でございますけれども、地方公共団体が評価しなければならないという法律の規定、また、今回、移行準備に当たっての業務でございますので、一般会計のほうに計上をさせていただいたということでございます。

よろしく願いいたします。

1、委員長（浜頭） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） ふるさと納税にかかわるコストの関係でございますが、本町の場合、実質的にふるさと納税を始めたというか、27年、28年、29年と3か年が、主にふるさと納税に

本腰を入れているといいますか、そういうまだ初期の段階かなというふうに思います。初期の段階で、現実問題として、ふるさと納税の寄附金もそんな多く集まっていないというような部分で、どうしても費用がかさんでいるのかなと思いますが、ほかのある程度事務方としては、例えば広告宣伝費についても寄附金の5%以内でお願いしようと、そういうふうに総務課のほうとのお願い事もしていますし、ある程度コストという部分は意識しながら執行している段階でございますので、最小限の費用をもって最大の効果を上げるという部分が、これは自治体としては当然のことでございますので、その辺は忘れずに事務執行していきたいなというふうに思っているところでございます。

1、委員長（浜頭） 前崎委員。

1、委員（前崎） その予算の計上の仕方なのですけれども、要するに定款が既に可決されて、町立病院として独法化に向けて取り組むということですから、当然それは病院会計で計上すべきものであって、例えば1月23日に臨時議会があったときに、そのときは全く白紙の状態であったのですけれども、要するに国保病院のあり方検討委員会の委員の費用弁償、これ約70万円だとか報償費66万円、これを病院事業会計で計上していますよね。ある意味、病院の事業の運営についてですから、当然これは病院会計で計上すべきものだと思うのですけれども、今回さらに一歩進んで独法化にするということが、定款がもう議会で議決をしたわけですから、当然病院が今後どうするかという基本的な核心的な部分ですから、これを病院事業会計で計上しないというのは、いわゆる地方自治法あるいは地方自治法施行令あるいは事務細則、これから照らしても、衛生費で計上するというのは、私はこれはおかしいというふうに思いますけれども、その点どうでしょうか。

1、委員長（浜頭） 白石総務課長。

1、総務課長（白石） 行政報告のほうでもさせていただきましたけれども、準備室のほうも総務課内に置くという形で考えてございますし、移行準備にかかわる部分につきましては、設立者である広尾町のほうでそういった準備をするという関係上、一般会計のほうで予算化したというような経過でございます。

1、委員長（浜頭） 前崎委員。

1、委員（前崎） 職務が、準備室をつくったから病院の事務長だとか、総務課参事あるいは先ほど言ったように福祉課だとか、いろいろな方たちが参画しますけれども、それはあくまでも事務の部分であって、今ここで実際、例えば評価委員会の費用弁償から移行に係る準備委託料から不動産鑑定、ここについては病院会計で持たなければ、要するに広尾町が開設した病院でそれぞれ広尾町が執行しているわけですよね。ですから、1月の臨時議会でも、あり方検討委員会の費用等については病院事業会計で予算化していますよね。これは当然だと思うのですけれども、準備室があるから一般会計で見るとかということには、ましてこれは衛生費ですからね。住民課長は多分ここに、先ほどの中に入っていないのかと思うのですけれども、少なくともやっぱり透明性とかそういった部分で、これは法人法にもきちっとうたわられていますけれども、そういう部分では会計区分、費用負担区分を明確にする必要があると思うのですけれども、その点もう一度お答えください。

1、委員長（浜頭） 田中副町長。

1、副町長（田中） 設立準備にかかわる予算の持ち方の関係であります。

ただいま総務課長のほうからもお答えをいたしましたけれども、今、定款の議決をいただきました。定款につきましては、定款の議決のときにもお話し申し上げましたけれども、今後、道との協議等々を踏まえて来年4月からの施行ということでございます。今申し上げておりますのは、法人の移行準備に係る部分でございます。この移行準備の中に、今、評価委員会の委員報酬、費用弁償、それから業務委託の関係等々をのせさせていただいております。これについては町としての移行準備でございますから、あくまでも設立者として、広尾町長としての設立準備ということでありまして、町立病院の会計で持つという部分につきましては、これから出てきますけれども、例えば電子カルテの部分ですとか、別な財務会計の部分ですとか、そういった備品購入、工事の部分、そういった部分については病院の会計のほうで持ちますけれども、法人移行に係る準備、この関係につきましては一般会計のほうで持つということが、ほかの病院の例を見ましても、評価委員会あるいは業務委託の関係につきましては、一般会計のところで予算を計上しているというふうに認識をしております。

よろしく願いいたします。

1、委員長（浜頭） 前崎委員。

1、委員（前崎） 4月16日の経営形態検討報告書の中でいろいろ詳しく説明されておりますけれども、この中で、例えば移行に係る準備という形で、後ほど病院事業会計でも出てきますけれども、電子カルテの導入事業だとか財務会計システム費、こういったものは病院会計で出てきますけれども、4月に出された経営形態検討報告書では、あわせてコンサル料、これは委託料のことだと思うのですけれども、例えば324万円とか不動産鑑定費100万円等々、詳しくここに、金額も含めて、事項も含めて出ているのです。これらは移行準備期間といえども国保病院の経営に関する部分ですから、当然この経営形態の報告書を見ても、要するに病院事業の中で行うものではないかというふうに私は認識しているのです。この報告を受けたときも、そのように認識をしていますし、だから今の、いや、移行準備期間中だからということで一般会計で出すというのは、これはやっぱりおかしいと思うのですけれども、もう一度お答えいただきたいと思います。

1、委員長（浜頭） 田中副町長。

1、副町長（田中） 4月の段階で病院会計のほうで移行に係る部分も含めて計上があって、今回、一般会計でということでもありますけれども、今、総務課長のほうからも話ありましたように、移行準備室ができたからということではございませんけれども、会計の区分として、これから準備をしていく段階で、どこが責任を持ってこの移行準備をしていくのかという部分で、先ほど総務課長のほうからも話がありましたように、冒頭、行政報告させていただきましたように、移行準備室を立ち上げました。そこは、その準備室はこの総務課内に置くということで、今、進めておりまして、その移行準備に係る責任は全てこの移行準備室の中で行っていくということでございます。

予算の持ち方、いろいろご質問ありますけれども、先ほどから申し上げているように、今後の移行準備に係る経費については、この移行準備費の中で行っていくということで、この部分については明確に分けていきたいなというふうに考えています。病院の今、これから出ますけれども、電子カルテの部分ですとか、財務会計・給与システム、これらについては、その後、病院にそのまま移

行になるものですから、これは病院の経費の中で予算をしている。これについては、今後、病院に移行するわけではなくて、正式に独立行政法人が設立した段階では、今後、町の業務として行政評価委員会というのも運営をしていきます。病院がやるわけではありませんので、この準備室が解消されて来年4月になったときには町部局の別な係に移行しますので、その準備費ということがございますので、ご理解いただきたいと思います。

1、委員長（浜頭） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第59号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第60号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第61号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第62号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第63号 平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第64号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第65号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第66号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの審査を終了します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第58号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第66号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第66号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第58号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第66号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会に付託された平成30年度各会計の補正予算案9件の審査は、全て終了しました。

お諮りします。本委員会の審査報告書は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

これをもって予算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午前10時46分